

# 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の第4期指定管理者再公募

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の指定管理者を公募します。

## 施設の概要

- 【名称】 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設
- 【所在地】 本庄市東五十子167番地3
- 【設置時期】 平成12年5月1日
- 【施設概要】

- ▷構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ▷敷地面積 4,913.6㎡
- ▷延床面積 4,265㎡
- ▷施設内容

- ◎温水プール（25mプール5コース、幼児プール、シャワー室、採暖室、救護室、見学者ホール）
- ◎浴室1・2（泡風呂、ジェット風呂、水風呂、薬湯風呂、ミストサウナ、遠赤外線サウナ、露天風呂）
- ◎部屋等（大広間140畳舞台付、和室20畳×3室、リラクゼーションラウンジ、厨房）

## 指定管理者が行う業務

- ①余熱利用施設の利用許可に関する業務
- ②余熱利用施設の利用に供する業務

- ③余熱利用施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- ④余熱利用施設の維持管理に関する業務
- ⑤その他、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

## 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

## 募集要項などの配布期間

11月1日(金)～13日(水)  
 (土日・祝日を除く、午前9時～午後4時30分)  
 ※募集要項など（申請書等は除く）は、ホームページ（<http://www.kodamakouiki.jp>）からもダウンロードできます。

## 現地説明会

11月15日(金)

## 申請の受付期間

11月25日(月)～12月4日(水)（土日・祝日を除く、午前9時～午後4時30分）  
 ※申請は、持参に限ります。事前に電話のうえ、ご持参ください。

募集要項などの配布・申請書の提出および問合せ先  
 児玉郡市広域市町村圏組合 総務課（本庄市東五十子151番地1） ☎27-2241

## 税を考える週間 11月11日(月)～17日(日)

### テーマ「くらしを支える税」

#### 本庄税務署からのお知らせ

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

●年末調整説明会 会場は駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

対象者	開催日	開催時間	開催場所
法人・個人の源泉徴収義務者	11月19日(火)	午前9時30分～正午	本庄市民文化会館ホール
		午後1時30分～4時	

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111（代表）※自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

●青色申告決算説明会

対象者	開催日	開催時間	開催場所
営業所得・不動産所得を有するかた	12月4日(水)	午前10時～正午	本庄市民文化会館 第三会議室
農業所得を有するかた	12月4日(水)	午後2時～4時	
	12月6日(金)	午前10時～正午	

●白色申告決算説明会

対象者	開催日	開催時間	開催場所
営業所得・不動産所得を有するかた	12月5日(木)	午前10時～正午	本庄市民文化会館 第三会議室
農業所得を有するかた		午後2時～4時	

問合せ＝本庄税務署 個人課税部門 ☎22-2114（直通）



## 秋季全国火災予防運動を実施します

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』（令和元年度全国統一防火標語）

■実施期間 11月9日(土)～15日(金)（7日間）

### 重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②乾燥時および強風時火災発生防止対策の推進
- ③放火火災防止対策の推進
- ④特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ⑤製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑥多数のかたが集合する催しに対する火災予防指導などの徹底

### ★住宅防火いのちを守る7つのポイント

－3つの習慣・4つの対策－

#### 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

2 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

4 お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### ■住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

児玉郡市広域消防本部管内（本庄市・美里町・神川町・上里町）の設置率は、5年連続埼玉県下ワースト1です。

住宅用火災警報器の設置がお済みでないかたは早急に設置を、すでに設置されているかたは定期的な点検の実施をお願いします。

住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店などで購入できます。

詳しくは消防本部またはお近くの消防署へお問い合わせください。

児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392



## 甲種防火管理新規講習開催のお知らせ

学校、病院、工場、事業所、店舗その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する建物（収容される者の数が、不特定の者を収容する建物は30人以上、グループホームなどの社会福祉施設などは10人以上、その他の建物は50人以上）には、消防法で定める資格を有する防火管理者を置かなければなりません。

つきましては、児玉郡市広域消防本部で、この資格を取得するための講習会を次のとおり開催いたします。

講習区分＝甲種防火管理新規講習

日時＝12月4日(水)・5日(木)  
 午前9時30分～午後4時50分

会場＝児玉郡市広域消防本部 多目的ホール  
 （本庄市西富田904番地3）

申込期間＝11月1日(金)～12月3日(火)

※土日祝日を除く

※定員（60名）になり次第締め切ります。

受付時間＝午前9時～午後4時30分

申込窓口＝児玉郡市広域消防本部 予防課  
 （本庄市西富田904番地3）

申込方法＝申込書に証明写真（縦2.5cm×横2.0cm）を貼付し、直接窓口へ申し込んでください。

申込書＝消防本部および各消防署で配布、または消防本部ホームページからダウンロードできます。

教材費＝4,000円（申込時徴収）

※消防設備点検資格者講習および自衛消防業務講習既習者は講習の一部免除があります。申込時に講習修了証をお持ちください。

児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392